

令和4年第2回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和4年6月 2日

閉会 令和4年6月16日

千早赤阪村議会

令和4年第2回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和4年6月2日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 徳 丸 初 美

5番 平 田 常 信

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

危機管理課長 菊 井 秀 行

副 村 長 稲 山 喜与一

会計管理者兼税務課長 北 浦 信 行

教 育 長 栗 山 和 之

住 民 課 長 池 西 昌 夫

理 事 赤 阪 秀 樹

福 祉 課 長 尾 谷 浩

理事兼災害復旧室長兼健康課長 菊 井 佳 宏

観光産業振興課長 仲 野 隆 之

理 事 松 澤 大 助

まちづくり推進課長 安 井 良 之

総 務 課 長 日 谷 順 彦

施設整備課長 下 休 場 健 司

企 画 課 長 山 谷 光 代

教 育 課 長 森 田 洋 文

秘 書 課 長 中 野 光 二

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 令和3年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

- 日程第 4 議案第 3 1 号 専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3 2 号 専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 3 号 専決処分（令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 6 号））の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3 4 号 専決処分（令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号））の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 3 9 号 専決処分（令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号））の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3 5 号 千早赤阪村議会政務活動費の交付に関する条例の改正について
- 日程第 1 0 議案第 3 6 号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 7 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 8 号 千早赤阪村社会体育施設設置条例の改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 0 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 4 議案第 4 1 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、令和4年第2回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 改めまして、皆様おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスでございますが、大阪モデルでは5月23日よりイエローステージからグリーンステージに移行するなど、少しずつではありますが、日常を取り戻しつつあります。今後、高齢者などへの4回目のワクチン追加接種も始まりますので、気を緩めることなく、引き続き取り組んでまいります。

また、ロシアによるウクライナへの侵攻では、日々悲惨な状況が報道され、非常に心を痛めております。武力による侵攻は決して許されるものではなく、一日も早く平和な日々が訪れることを願っております。

それでは、今議会に提案いたします議案でございますが、報告案件1件、専決処分5件、条例案件4件、補正予算2件の計12件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○千福議長 次に、5月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る5月26日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、報告第1号から議案第41号の12議案です。

審議方法については、報告第1号、議案第31号から議案第35号及び議案第39号は、本会議において審議することに決めています。議案第36号から議案第38号及び議案第40号、議案第41号の5議案は、所管の常任委員会に付託することに決めています。

また、今期定例会の会期は本日6月2日から6月16日までの15日間と決めています

ので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番徳丸議員、5番平田議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月2日から6月16日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月2日から6月16日までの15日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、報告第1号令和3年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第1号は、令和3年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業等ほか7事業に係る経費について翌年度へ繰越しをいたしたものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付にて繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたもので、ご報告するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、報告第1号令和3年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

まず、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染対策として臨時特別給付金を支給する事業ですが、国の繰越事業に対応するため、事務費の12万2,000円のうち6万5,000円を繰り越すものでございます。

次の住基システム改修業務は、国の繰越事業に合わせて繰越しするもので、273万3,000円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次の住民税非課税世帯臨時特別給付金事業は、先ほどと同じく支給する事業費分7,481万1,000円のうち2,329万8,000円を繰り越すものでございます。

次の児童手当システム改修業務は、システム改修業務が年度内に完了できない見込みとなったため、672万6,000円のうち648万8,000円を繰り越すものでございます。

次の村道御倉大峯線舗装工事は、地元との調整に時間を要したことから年度内に事業完了ができない見込みとなったため、1,217万1,000円全額を繰り越すものでございます。

次の村道森屋水分線陥没部復旧工事は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により主要材料搬入に時間を要したことから年度内に事業完了ができない見込みとなったため、850万1,000円全額を繰り越すものでございます。

次の学校給食センター自動フライヤー購入業務は、533万5,000円全額を繰り越すものでございます。

千早赤阪村B&G海洋センター非常発電用照明工事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により部品調達が遅延したことから年度内に事業完了ができない見込みとなったため、360万6,000円のうち314万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

なお、各事業の財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これで報告第1号を終結します。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第4、議案第31号専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第31号は、令和4年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例等の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改定するもので、固定資産税の土地の課税標準額について上昇率を抑制する激変緩和や所得税の住宅ローン控除の適用者について一定の条件で個人住民税額から控除するなど、所要の改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を北浦会計管理者兼税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 それでは、議案第31号千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、千早赤阪村税条例等について所要の改正を行うものでございます。

地方税法の主な改正点は、土地の固定資産税について急激な税負担の増加を緩和する負担調整措置で令和4年度の特例が規定されたこと、また住宅ローン減税の対象期限が延長されたことなどがありました。

それでは、条例の主な改正点につきまして、新旧対照表により説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

改正条例の第1条は、千早赤阪村税条例の改正です。

第18条の4は、固定資産税課税台帳の記載事項に住所に代わる事項が記載される場合があるため、改正となります。

第33条は、住民税の課税方式について確定申告書の記載によってのみ適用するための改正です。

2ページをお願いいたします。

第34条の9は、特別徴収の税額控除を確定申告の記載によって行う改正です。

3ページをお願いします。

第36条の2は、公的年金受給者の住民税申告義務に係る規定整備です。

4ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族申請書の記載事項について特定の配偶者の氏名を追加するものです。

5ページをお願いします。

第36条の3の3は、公的年金受給者の扶養親族等申告書に記載事項を追加するものです。

7ページをお願いいたします。

第73条の2及び第73条の3は、固定資産税課税台帳の記載事項に住所に代わる事項が記載される場合があるための改正です。

附則の第7条の3の2は、住宅ローン減税の期間延長に対応する改正で、入居は令和7年まで、控除は令和20年までとなりました。

9ページをお願いいたします。

附則第10条の2第25項は、固定資産税の特例で、貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例割合を規定しています。

10ページをお願いいたします。

附則第10条の3は、固定資産税の省エネルギー住宅に対する特例の追加への対応となります。

11ページをお願いいたします。

附則第12条は、土地の固定資産税の上昇を緩和する負担調整措置で、上限が通常5%であるところ、令和4年度に限り2.5%となります。ただし、千早赤阪村では地価下落が続いているため、影響はありません。

附則第16条の3から附則第20条の3まで、ページでは12ページから16ページまでの主な内容は、住民税の申告方式に関する規定整備となっております。

16ページをお願いいたします。

附則第26条の規定は、住宅ローン減税の新型コロナウイルス感染症対策の特例で、対象期間の終了に伴い削除となります。

17ページをお願いいたします。

改正条例の第2条は、令和2年の千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例の改正です。第1条で改正する内容に伴い、令和3年改正条例に必要な対応となっております。

19ページをお願いいたします。

附則として、第1条は施行期日、第2条から第4条は経過措置となっております。

以上、簡単ではございますが、条例改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第31号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第31号については委員会付託を省略します。

これより議案第31号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第31号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第5、議案第32号専決処分(千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第32号は、令和4年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税特別措置条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者に対する減税の補填制度が2年延長されたこと、整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限が2年から3年に1年延長されたことから、所要の改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

げ、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を北浦会計管理者兼税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 それでは、議案第32号千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、令和4年度の税制改正大綱で地方拠点強化税制の見直しから、地方活力向上地域において特定の固定資産を取得した場合の特例の適用期限が2年間延長されたことなどから改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第3条で、地域再生法に基づき地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者が計画に従って特定業務施設の設備投資をした場合の固定資産税の不均一課税を規定しております。その認定期間が令和4年3月31日までとあるのを2年間延長し、令和6年3月31日までとします。また、整備計画の認定から当該設備の利用開始までの期間を2年から3年に延長するものです。

2ページをお願いします。

附則として、施行期日は令和4年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、条例改正の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第32号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第32号については委員会付託を省略します。

これより議案第32号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 お伺いします。

地方活力向上地域、これがどういった制度になるのか、ご説明をお願いいたします。

○千福議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 地方活力、地方拠点強化ということで、今東京であったり、一部の地域に本社機能が集中しているのを、各地方、地方で拠点整備をしていこうという趣旨に基づきまして、東京から本社を移転する移転型であったり、各地方の本社機能

を強化する強化充実型と、そういうようなタイプに分けて、そういう設備投資をすることに対して税制の支援をしていくというような制度になっております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

千早赤阪村は大阪府の一部ですから、大阪府はなかなか都市部には該当するのかなと思うんですけども、大阪府全体が地方活力向上地域の対象になっているんでしょうか。

○千福議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 大阪府のほうで地域再生計画を策定しておられまして、そちらのほうでは府域全域となっております、その中で特定の、特に本村でしたら市街化区域等、一部の地域が対象地域ということで指定されております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。ありがとうございます。

千早赤阪村は今回の対象区域に該当するってということですね。了解いたしました。

では、千早赤阪村が対象となるってことなんですけれども、現状で、千早赤阪村にこの本制度を活用して移転してこられた認定事業者というものは存在するのでしょうか。

○千福議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 現時点で税制の優遇制度を活用した事例はございません。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

ぜひ、せっかく制度があるのですから、この制度を活用して、都市部から千早赤阪村のほうに移転してこられる事業者さんを誘致していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第32号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第33号専決処分(令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第16号))の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第33号は、令和4年3月25付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第16号)について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和3年度に設定した新庁舎建設工事及び新庁舎建設工事監理業務に関わる債務負担行為につきまして、令和4年度及び令和5年度の工事实績見込額の変更に伴い、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第33号令和4年3月25日付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第16号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

第1表、債務負担行為の変更でございます。

令和3年度に設定した新庁舎建設工事及び新庁舎建設工事監理業務に係る債務負担につきまして、4年度及び5年度の工事見込みの額を変更しましたので、それに伴い債務負担行為額の限度額を、新庁舎建設工事監理業務につきましては2,249万3,000円、新庁舎建設工事につきましては6億2,440万円に変更するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○千福議長 お諮りします。

議案第33号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第33号については委員会付託を省略します。

これより議案第33号に対する質疑に入ります。
ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第33号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第34号専決処分（令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第34号は、令和4年4月28日付で専決処分いたしました令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る経費及び参議院議員選挙における追加費用を増額するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第34号令和4年4月28日付で専決処分いたしました令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、まず10ページをお開きください。

歳出でございますが、総務費の選挙事務費につきましては、第26回参議院議員通常選挙の公示日が1日前倒しになる予定ということに伴いまして、投票管理者や投票立会人の報酬及び期日前に係る期日前投票受付事務派遣業務委託料など、必要な経費を追加するものでございます。

次の衛生費の新型コロナワクチン接種事業費は、4回目接種に係る接種券送料や各種委託料などの追加費用に係る経費でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金の国庫負担金及び2つ目の国庫補助金は、新型コロナワクチン接種事業負担金及び新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

府支出金の府委託金は、参議院議員通常選挙委託金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第34号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては委員会付託を省略します。

これより議案第34号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第34号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

（「意見なし」の声あり）

○千福議長 これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第39号専決処分（令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第39号は、令和4年5月17日付で専決処分いたしました令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、7月10日執行予定の参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場設置委託料を増額補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明しますので、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第39号令和4年5月17日付で専決処分いたしました令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、10ページをお開きください。

歳出でございますが、総務費の選挙事務費でございます。ポスター掲示場の区画数増加に伴う追加費用を補正するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入につきましては、府支出金の府委託金は参議院議員通常選挙委託金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第39号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第39号については委員会付託を省略します。

これより議案第39号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

井上議員。

○井上議員 区画増ということなんですけど、具体的にどういった内容で、どういったことがなされるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 今回の第26回参議院議員通常選挙の大阪府選出議員のポスター掲示の部分になるんですけれども、当初、大阪府選挙管理委員会からは2段の8区画っていうことで準備してくださいという通知がございました。ただ、各候補予定者のいろいろな情勢を踏まえまして、5月17日に大阪府選挙管理委員会から、2段10区画っていうことで区画数を変更してほしいという通知がございましたので、それに伴う経費が少し増加するということでの専決処分ということで、させていただいたということがございます。

以上でございます。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第35号千早赤阪村議会政務活動費の交付に関する条例の改正についてを議題とします。



提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、説明いたします。

議案第35号千早赤阪村議会政務活動費の交付に関する条例の改正について、地方自治法第112条の規定により提出いたします。

令和4年6月2日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令、千早赤阪村議会議員徳丸初美、千早赤阪村議会議員平田常信、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

本議案は、行政事務の効率化や住民の利便性の向上を図るため、各種申請書類の押印の見直しを実施したことに伴い、千早赤阪村議会政務活動費の交付に関する条例についても押印を廃止するものです。

この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案の理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第35号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号については委員会付託を省略します。

これより議案第35号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第36号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第36号は、千早赤阪村事務分掌条例の改正についてでございます。

本議案は、公約の実現に向けた施策を推進していくため、組織体制を強化し、もって住民福祉の向上を図るために改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第36号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第37号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第37号は、千早赤阪村手数料条例の一部改正についてでございます。

本議案は、都市計画法施行規則の一部が改正され、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、千早赤阪村手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正内容ですが、都市計画法施行規則第60条に新たに第2項が追加されたことによる所定の条例整備を行うものであります。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第37号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第12、議案第38号千早赤阪村社会体育施設設置条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第38号は、千早赤阪村社会体育施設設置条例の一部改正についてでござ

ざいます。

本議案は、千早赤阪村立野外活動センターの社会体育施設としての機能を廃止し、普通財産として有効活用を図るため、所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第38号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第40号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第40号は、令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億3,667万3,000円を追加いたしまして、予算総額39億1,380万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、4月の人事異動や給与条例改正に伴う期末手当支給率の減等による人件費の増減や新庁舎建設工事関係経費、地方創生臨時交付金を活用した事業に係る経費等を補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第40号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第14、議案第41号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第41号は、令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ206万6,000円を追加いたしまして、予算総額を2億6,081万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、下水道事業法適化条例策定等支援業務によるものでございます。

債務負担行為の追加につきましては、同様に下水道事業法適化条例策定等支援業務によるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第41号は、文教建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも皆さんお疲れさまでした。

午前10時48分 散会

令和4年第2回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和4年6月16日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

秘 書 課 長 中 野 光 二

副 村 長 稲 山 喜与一

危 機 管 理 課 長 菊 井 秀 行

教 育 長 栗 山 和 之

会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 北 浦 信 行

理 事 赤 阪 秀 樹

住 民 課 長 池 西 昌 夫

理 事 兼 災 害 復 旧 室 長 兼 健 康 課 長 菊 井 佳 宏

福 祉 課 長 尾 谷 浩

理 事 松 澤 大 助

観 光 産 業 振 興 課 長 仲 野 隆 之

総 務 課 長 日 谷 順 彦

施 設 整 備 課 長 下 休 場 健 司

企 画 課 長 山 谷 光 代

教 育 課 長 森 田 洋 文

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 主 査 石 橋 成 元

7. 議事日程

日程第 1 議案第36号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について

日程第 2 議案第37号 千早赤阪村手数料条例の改正について

日程第 3 議案第38号 千早赤阪村社会体育施設設置条例の改正について

日程第 4 議案第40号 令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第41号 令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

- 日程第 6 議案第 4 2 号 千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 4 4 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないよう求める意見書について
- 日程第 9 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 10 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

6月14日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 それでは、ご報告させていただきます。

去る6月14日に開催しました議会運営委員会において今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので報告いたします。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、議案第42号から議案第44号の3件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。議案第36号から議案第38号及び議案第40号、議案第41号までの5議案については総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、1議案ごとに討論、採決を行うことに決しております。日程第9、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを採決したのち、日程第10の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

~~~~~

○千福議長 日程第1、議案第36号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてから日程第5、議案第41号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

各議案は6月2日の本会議において各常任委員会に付託しましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上総務民生常任委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る6月2日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、6月7日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

議案第36号千早赤阪村事務分掌条例の改正について、審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第36号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第36号

は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第40号の総務民生常任委員会所管分についての質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第40号の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

藤浦文教建設常任委員長。

○藤浦文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る6月2日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、6月7日は南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催しました。

議案第37号千早赤阪村手数料条例の改正についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第37号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第37号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第38号千早赤阪村社会体育施設設置条例の改正について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第38号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第38号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第40号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第40号の文教建設常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をしました。採決の結



果、全員異議なく、議案第40号の文教建設常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第41号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第41号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第36号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

○千福議長 これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

○千福議長 これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号千早赤阪村社会体育施設設置条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第42号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第42号は、千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、本条例の所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第42号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例改正により条ずれが生じ、村条例について、この条例を引用していることから、整備を行うものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項第8号中、第5条を第3条に改正するものです。

附則として、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例改正に伴う改正とのことですが、こちらの府条例の改正というのはどういった内容だったのか、お教え願えますでしょうか。

○千福議長 池西課長。

○池西住民課長 内容でございますが、保険料の料率に関する条文の改正でございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

その料率の改正によって村住民にはどういった影響があり得るとお考えでしょうか。

○千福議長 池西課長。

○池西住民課長 保険料料率が上がっておりますので、保険料については増額するということとなります。

以上です。

○田村議員 分かりました。

○千福議長 よろしいでしょうか。

○田村議員 結構です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第42号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第43号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第43号は、令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ764万8,000円を追加いたしまして、予算総額39億2,145万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給するための経費及び令和4年度に係る住民税非課税世帯等臨時特別給付金の経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第43号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

それでは、10ページをご覧ください。

まず、歳出でございます。

総務費の会計事務費は、子育て世帯生活支援特別給付金支給に係る振込手数料でございます。

次の民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は、非課税世帯抽出作業に係る電算委託料及び職員の超過勤務手当でございます。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、子育て世帯生活支援特別給付金に伴う郵送料や児童手当システム改修委託料、また子育て世帯生活支援特別給付金及び職員の超過勤務手当でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

国庫補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費補助金でございます。

以上、説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 非課税世帯への臨時給付金の経費の補正されたんですけども、私たち平政会は6月6日に南本村長に緊急要望した、全村民を対象とした応援商品券の配布事業、これについては予算計上されていないんですけどもね。また、この結果を何も私たちも聞いてないんですけども、いつ補正されるんか。また、この補正されていない理由について教えてください。

○千福議長 赤阪理事。

○赤阪理事 議会の各会派のほうからのご要望いただいておりますところでございますが、現在どのような施策が有効であるか検討を進めているところでございまして、今議会に予算計上はまだできていない状況でございます。できるだけ早い時期に予算化のほうを進めてまいりたいと思います。また、その節は臨時議会の開催をお願いすることもあるかも分かりません。場合によっては専決処分というふうな形で進めさせてもらうかも分かりませんが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○千福議長 藤浦議員。

○藤浦議員 理事の答弁よく分かりました。できるだけ早く期待に応えるように頑張ってください。ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

服部議員。

○服部議員 住民税非課税世帯と子育て世帯それぞれ何世帯ぐらいあるのか、教えていただけますか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長　ご質問いただきましたそれぞれの世帯数、対象者数でございますけども、まず住民税非課税世帯の対象者数はおおむね120世帯程度を見込んでおります。子育て世帯の生活支援特別給付事業につきましては、対象児童は70名、世帯数としては65世帯を見込んでおるところでございます。

以上です。

○千福議長　服部議員。

○服部議員　子育て世帯のほうで子ども70名、65世帯でことなんですけども、これは子どもを筆頭、子どもの1人ないし複数に対してか、それか、世帯数なのか、どちらで支給されるんでしょうか。

○千福議長　尾谷課長。

○尾谷福祉課長　子育て世帯の生活支援特別給付金につきましては、子どもさんお一人につき5万円の給付金となっております。非課税世帯の給付事業給付金につきましては、1世帯10万円ということになっております。

以上です。

○服部議員　分かりました。ありがとうございます。

○千福議長　ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員　ご質問いたします。

今回、第4号での提案ということなんですけれども、こちら第3号補正で出せなかった理由っていうのを伺えますでしょうか。

○千福議長　尾谷課長。

○尾谷福祉課長　そもそも、まずこの事業費全体で、なかなか国のスキームというのが、まだ日付のほうで、本来6月1日発出予定の交付要綱という形で出ておって、国自体の、閣議決定はされておりましたけども、正式に公文書として通知が発出されていなかったという点。それとあと、当然ながら、この事業を実施するに当たりましては、電算の改修作業の委託費というのは、これが必須でございます。こちらの見積りに業者のほうから見積りいただくのに時間がかかり、なかなか金額を確定させることができなかつたと。結果的に、蛇足であるかもしれませんが、6月8日付で、一定この予算の使い方、現在繰越した予算分もございますので、こういった部分は国からQ&Aも発出されてることになりまして、一定そこら辺が明確になった時点で、今回追加議案ということで上げさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○千福議長　田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。よく分かりました。

先ほど服部議員のご質問で、正確に聞き取れなかったんですけど、住民税非課税世帯対象が120世帯とおっしゃいましたかね。120ですかね。120世帯ということで。ただ、この非課税世帯抽出作業委託料、こちらのほうを見ますと110万円なんですよね。120世帯を抽出するのに110万円、ちょっと金額が大きいんじゃないかと思ったんですけども、その理由っていうのをお伺いできますでしょうか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 金額的な部分ではございますけども、まずこの抽出作業っていうのは、単なる非課税の世帯だけを抽出するというのであれば、正直、そう造作もないとは言いませんけども、そんなに大きくはかからないと思います。しかしながら、ここで対象となりますのは、世帯全体が非課税だとしても、どなたかの扶養対象になっている、扶養控除の対象になってる方はこの給付金の対象外になります。そういった作業を、一旦非課税世帯を抽出した中から、そこからそういった方々をもう一度抽出し直さないといけないという、そういった非常に手間のかかる作業が必要になってきます。また、これも全体の非課税世帯の中から、昨年度、令和3年度の事業としても既に給付を受けられた世帯は除く形になりますので、そういった方々も除くというような作業も当然必要になってきます。一定数、業者のほうには、国庫補助が全額給付されるとはいえ、金額については交渉を行ったものの、最終的にこのような形で見積りをいただき、予算計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

様々、網かけというんですかね、条件がついた結果として、これだけ委託料というのが必要になってきたということですね。分かりました。

こちら、先ほど見積りって話がありましたけど、委託先というのはもう決まっているのでしょうか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 委託業者につきましては、やはり基幹型の電算システムを村で委託しております富士通 J a p a n 株式会社になります。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。ありがとうございます。



こちらと同じく秘書課のほうで超過勤務手当60万6,000円計上されておりますが、この計上されている根拠と申しますか、60万6,000円のこの金額の理由というのを伺えますか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 こちらの根拠でございますけども、係長以下4名の職員で上げさせていただいております。それぞれ職域に応じて時間数も異なりますが、昨年度に、令和3年度から4年度へ繰り越した事業でおおむね作業もしておりますので、そういった実績も踏まえて予算計上させていただいております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。大体その120世帯の抽出作業で170万6,000円がかかってくるということ、トータルで。なかなか、もう、そうやって条件が加わってくると、またそれに対する経費というのも増えてきてしまうという面が、側面があるということですね。了解いたしました。どうもありがとうございます。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 今の子育て世帯と住民税非課税世帯の件に関してなんですけど、支給をされるということなんですけど、その大まかなスケジュール的なことを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 まず、住民税の非課税世帯の特別給付金でございますけども、この部分については、実際に今回ご議決いただいたのちに、これは子育てもそうなんですけども、電算会社との契約業務が発生いたします。こちらの契約を早急に締結したのちに抽出作業のほうに入りますので、その作業的に見ますと、おおむね1か月程度はかかってしまうのかなあというふうな感覚で思っております。ですので、そこから実際に確認書を送らせていただきまして、実際のその確認書を住民の皆さんから返送していただいたのちに給付作業というのに入りますので、なるべくスピード感を持って対応したいというふうには考えておりますが、一定、8月末に給付、早くできれば早いほうなのかな。おおむね9月中にずれ込む可能性も当然ございますので、そのようなスケジュール感で、なるべく早くやっていけるように努めたいとは考えております。

子育て世帯の生活支援特別給付金の分につきましても同様に、実際にご議決いただいた

のちに改修作業に入りますので、一定その時間も必要になってくると。さらに、こちらのほうは実際に対象者の方に通知をお出しして、給付を、受給を辞退される申出期間というのを設けないといけませんので、そういったものも考慮しまして、早くて、これも7月後半から8月かかり程度の給付になるかなというふうな感覚で、そういうふうなスケジュール感で考えております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

心待ちにしておられる方もおられると思いますんで、できるだけ早い対応でお願いしたいと思います。本当に大変お忙しい中、大変やと思うんですけど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第44号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないよう求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、議案第44号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないよう求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。
令和4年6月16日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員
藤浦稔。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。
賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

過去の沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さ
や命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡として我が国唯一となる自然公園
法に基づいた沖縄戦跡国定公園として指定されている。

同地域には、戦争で犠牲を強いられた民間人や命を落とした兵士の遺骨が残されてい
る。本年8月に戦後77年を経過するが、今でも戦没者の遺骨収集が行われており、さき
の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許される
ものではない。

よって、本村議会は、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

- 1、沖縄戦の戦没者の遺骨が混入した土砂をあらゆる埋立てに使用しないこと。
- 2、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、引き続き日本政府が主体となって戦
没者の遺骨収集を急ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年6月16日。大阪
府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略する
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第44号については委員会付託を省略し
ます。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第44号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第9、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩とします。

10時50分より再開しますので、よろしく申し上げます。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続き再開します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、一般質問に入ります。

1番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。通告に基づき、2点質問させていただきます。

1問目、上・下赤坂城址と棚田駐車場にトイレの設置をです。

千早赤阪村がテレビ等で放映されることが多くなり、大阪にある唯一の村として知られるようになり、観光客も年々増えてきているように思います。特に田植、稲刈りの時期に

はかなりの方が村に来られることが予想される。来村の観光客が、近くにトイレがないため、消防署や近くの民家に駆け込んだりされたという事例もあります。トイレは観光客受入れのバロメーターであります。棚田や史跡を観光客にアピールするのであれば、来村のリピーターになっていただくためにも、上赤坂城址、下赤坂城址と棚田駐車場の3か所にトイレの設置をお願いしたい。

2 問目、災害時の避難所における備品の拡充を。

世界的に地球温暖化などの影響から多くの災害が発生している。日本でも毎年のように各地で今までにない大きな災害が起きています。以前、千早でも100か所以上の土砂崩れが起きたことがありました。その後、千早赤坂村洪水土砂災害ハザードマップが作成されるなど、村としても住民の命を守るため力を入れてこられたと思いますが、改めて確認の意味でお聞きします。

現在、村には災害時の避難所は何か所、どこにあるのか。また、避難所の備品はどういうものが配備されているのか。食料などの備蓄は各避難所にどれぐらい用意されているのか、お聞きします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 上・下赤坂城址と棚田駐車場にトイレの設置をについてご答弁申し上げます。

トイレの設置については、平成30年6月及び令和元年6月議会で答弁いたしておりますとおり、設置箇所周辺は史跡であり、また費用対効果等の観点からも必要がないと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 トイレの設置は今のところ考えていない、必要ないってことですけれども、トイレは観光のバロメーターでもあり、周辺の住民の方に迷惑をかけていることも考えると、1か所からでも手がけてほしいと思います。

今まで、この3か所の施設を含め、どんな位置づけで、どう活用するかという根本的なところが明確になっていないのが問題ではないかと思われませんが、どう考えておられるか、お聞きします。

○千福議長 答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 村の観光事業については、現在、楠公誕生地周辺を核とした地域活性化・交流拠点整備検討支援業務委託事業において検討を進めていこうとしていると

ころであります。また、今議会でご審議いただいた組織改編において新たに設置する戦略推進課で観光戦略に関することを検討していくこととしているところです。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

本年の10月に機構改革で新しく戦略推進課を設置され、観光戦略の検討に入ることですので、十分に論議していただいて、今後の観光事業の位置づけをはっきりしていただけるよう、また村内、村外の方々にもよい意味で変化を示すことができ、観光客が増え、リピーターとなってもらえることにつながることを期待して要望とします。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 災害時の避難所における備品の拡充をについてご答弁申し上げます。

1点目の村の避難所は村が管理する指定避難所と地区の自主防災組織が管理運営する地区避難所がありますが、指定避難所はくすのきホール、B&G海洋センター、千早小吹台小学校体育館、いきいきサロンくすのき、赤阪小学校体育館、保健センターの6か所です。地区避難所は、森屋公民館、二河原辺集会所、下東阪老人憩いの家、小吹老人憩いの家、千早老人憩いの家の5か所です。

2点目の村が管理している備品の主なものは、組立てトイレ、投光器、サーキュレーター、パーソナルテント、簡易ベッド、マット及び毛布などを配備しております。

3点目の村が管理している食料の主なものは、アルファ化米、乾パン、ビスコなどで、指定避難所のくすのきホールに310食、海洋センターに210食を備蓄しております。また、指定避難所の近くにある小吹台連絡所に360食、地区避難所の近くにある千早診療所に360食、役場倉庫に2,750食を用意しております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 ありがとうございました。

食料を備蓄している避難所は2か所だけで、その他の指定避難所は役場の防災倉庫など、ふだんは避難所の近くの施設に備蓄しておき、災害発生時、随時予想しなければならないということは、災害の大きさによっては必要なところに必要なものが届かないことも考えられます。各避難所の保管スペースには容量の制約もあり、思いどおり備蓄すること

が難しいことも分かりますが、できる限り避難想定人数分を備蓄することをお願いしたい。

そこで、6月10日の全員協議会で備蓄倉庫の整備計画が追加されましたが、その内容についてお伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 再質問についてご答弁申し上げます。

現在、指定避難所の倉庫の多くは、十分なスペースがない状況に加え、新型コロナウイルス感染防止の資材として、マスク、消毒液や間仕切りパーティションなどの準備するものが増えており、これらを近くの施設から輸送する必要があります。

そこで、備蓄倉庫がない指定避難所を優先にして備蓄倉庫を設置してまいりたい。今年度につきましては、くすのきホール、B&G海洋センター、千早小吹台小学校体育館の指定避難所用の倉庫を整備する予定としており、新型コロナウイルス感染防止の資材のほか、食料の備蓄量も増やすことができると考えています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 避難所用の食料として、アルファ化米や乾パン、ビスコなど約4,000食を備蓄しているということですが、赤ちゃんから高齢者までいろいろな世代に合うように、また食物アレルギーの方にも対応する必要があると思われれます。

多様なニーズに対応し、かつ賞味期限切れによる食品ロスを減らすため、備蓄用食料の管理をどのようにされているのか、お伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 再質問についてご答弁申し上げます。

まず、備蓄品については、アレルギー対応について、赤ちゃん用の粉ミルクとして、通常のタイプのほか、アレルギー対応のミルクを一定数調達し、役場防災倉庫で一括備蓄しております。また、アルファ化米の選定にあつては、特定原材料、エビ、カニ、小麦、卵など27品目を使用していないものを選び、できるだけ多くの種類のものを調達しております。

次に、食品ロスをできるだけ減らすための取組としては、備蓄食料の賞味期間はおおむね5年間以上ですけれども、目安として賞味期限の残り1年半となったものについては、新型コロナウイルス感染症の自宅療養されている方への支援として提供したり、自主防災訓練を行われる地区に配付して、その分を新たに購入するという、いわゆるローリングス

トックを行っています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 気候変動などにより、世界や日本で想定をはるかに超える災害が毎年起きています。山や斜面の多い本村でも何が起こるか分かりません。何よりも住民の命を守るといことで、必要などころに必要なものがいち早く届くよう、今後も力を入れていただくことを要望します。

○千福議長 第2番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会藤浦稔です。2問の質問をさせていただきます。

1問目、千早赤阪村公共施設等総合管理計画についてです。

我が村では、少子・高齢化による人口減少、厳しい財政状況により、公共施設の老朽化対策が大きな課題となっています。村では現在新庁舎建設に取り組んでいるところですが、ほかの公共施設の多くは施設の老朽化による大規模改修や設備の更新などが必要となっております。平成4年3月に公共施設等総合管理計画が改定された。しかし、計画では更新順位は記載されているが、具体的なスケジュールなどは記載されておりません。

そこで、今後どのように取り組んでいくのか。また、大阪府は施設の統合や市町村で施設の連携利用などを進めていくとのことですが、村の考えを併せて伺います。

次に、2問目ですが、府道富田林五條線の改良工事の進捗状況についてです。

府道富田林五條線の森屋からげんきこども園、中学校、下東阪の間の路面標示や支障木の伐採などは、これまでに要望したことにより、今年1月にある程度の安全対策を講じてもらいました。しかしながら、中学校付近の急カーブが連続する箇所は一向に進んでいない状況であります。

そこで、大阪府との協議など前向きに進んでいるのか、伺います。よろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、千早赤阪村公共施設等総合管理計画に関する質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、施設更新の具体的なスケジュールにつきましては、今後庁内に公共施設の計画的な整備と将来需要を見通した施設の適正配置を検討する、仮称ですが、公共施設マネジメント検討会を設置する予定としており、検討会での議論及び今後の財政収支見通しを総合的に勘案して策定する個別施設計画においてお示ししていきたいと考えております。

また、大阪府が示している施設の統廃合や市町村間での連携につきましては、今後本村におきましてもさらに人口減少や少子・高齢化が進んでいく中、更新経費の財政への影響や公共施設等の需要の変化等の課題を解決するための手段として、積極的に取り組んでいく必要があると認識しております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

施設の更新スケジュールについては、検討会を設置し、今後個別施設計画において示していくとのことでありますが、個別施設計画の策定状況と検討会のスケジュールはどのように考えているのか、伺います。

○千福議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、再質問につきましてご答弁いたします。

個別施設計画の策定状況につきましては、令和2年3月に学校施設を対象とした学校施設長寿命化計画、令和3年同じ2月に本庁舎及び本庁舎周辺施設、いわゆる保健センター、いきいきサロンくすのき、くすのきホール、郷土資料館、道の駅の休憩所、防災倉庫、屋外便所を対象とした公共建築物個別施設計画、また社会体育施設、学校給食センターを対象とした公共建築物個別施設計画、その他、道路や橋梁、下水道を対象とした長寿命化計画を策定しております。今後、未策定施設の計画策定を進めるとともに、今回の公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、全ての個別施設計画の見直しを進める予定でございます。

また、検討会につきましては、できるだけ早い時期に設置し、必要に応じて、議員の皆様のご意見もお聞きしながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 最後、要望をお願いします。

少子・高齢化による人口減少が進む中、公共施設の維持更新による財政の影響は大きいです。単に施設を維持管理するだけでなく、施設の統廃合など、在り方についての議論が必要であります。また、近隣市町との公共施設の共同利用など踏み込んだ広域連携も必要であります。ぜひとも本村の自立に向けた村政運営となるよう、村長のリーダーシップと英断、責任のもと、これらの問題解決に向け、取り組んでいただくことを要望して終わり

ます。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、松澤理事。

○松澤理事 府道富田林五條線の改良工事の進捗状況についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の村立千早赤阪中学校付近の安全対策につきましては、以前より大阪府に道路改良の要望をしているところですが、府道の線形改良により国史跡の赤阪城址に影響を及ぼすことから、大阪府において文化庁と史跡の変更協議を進めていただいております。現在、史跡への影響が最小限となる道路線形とすることで文化庁と一定合意を得たところであり、引き続き文化庁協議や道路設計に必要な警察など関係機関との協議を進めていくと大阪府から聞いております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

中学校付近は国の史跡に指定されていることから、文化庁などとの協議が必要であることは理解しております。村民にとっては重要な生活道路であり、金剛山などを訪れる観光客が利用する重要な路線であるため、府に対して、早期工事着手に向け、働きかけられるようお願いいたします。

また、令和2年4月に発生した中学校敷地の土砂崩れは、土のうを積み上げたまま2年以上放置した状況で、二次災害が発生しないか不安であります。

そこで、府道富田林五條線の改良工事に近接の中学校敷地内の復旧工事について、現在の進捗状況やスケジュールについて伺います。

○千福議長 答弁者、松澤理事。

○松澤理事 再質問についてご答弁申し上げます。

中学校敷地内の土のう設置箇所につきましては、府道改良の計画範囲におおむね含まれることから、府道の改良工事と併せて対応していくこととしております。

現在、大阪府が進めている文化庁協議が調い次第、府で土質調査や道路詳細設計を発注し、中学校敷地内の復旧箇所も含め、府道改良と一体的に詳細なのり面構造を検討してまいります。

なお、既設の土のうにつきましては、現在の状況が長期化してきていることから、教育部局とも連携して、定期的に現地を確認していきますとともに、引き続き大阪府に対して早期に工事着手を図っていただくよう働きかけてまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

府道富田林五條線だけでなく、国道309号、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線などのインフラ整備の課題が山積みしております。役場の課長が大阪府に働きかける、大阪府に要望するとの答弁で終わることが多々でしたが、大阪府から派遣で村に来ていただき、村から給料をもらっている以上、区長会にも積極的に出席するなどして、南本村長の公約の実現のための実績を残していただき、大阪府に復職していただくことを強く要望して終わります。

○千福議長 第3番目の質問者、服部議員。

○服部議員 議席番号3番、日本共産党服部幸令、通告に基づき3点質問させていただきます。

1問目は、物価高騰による生活支援について、本村の対応について伺います。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、食料品、日用品、光熱費、全てが値上がりしています。日本では、物価が上がっているのに賃金が上がらず、さらに6月からは基礎年金の支給が減額されるなど、全世代で日常生活に支障が出ていると思われます。そのため、去る6月1日に、南本村長に対して共産党議員団は水道料金の減免措置の要望書を提出させていただきました。

政府も緊急対策として補助金を支出するようですが、本村は今後どのように対応していくのか、伺います。

2問目は、食料品の値上げによる給食への影響について伺います。

6月から食料品約3,000品目の値上げが決まっており、年末までに約1万品目が値上がりする可能性も示唆されています。5月19日の朝日新聞の夕刊に掲載されましたが、本村は、栄養士の創意工夫で、安価で良質な給食が提供されています。

給食の質を保つために、下記のとおり対応について伺います。

1、今後も価格上昇が続く中での給食の品質維持について、2番目、本村の生産物を使用すると輸送コストが抑えられると思いますが、本村の農家への生産物提供依頼の状況についてです。

3問目は、本村の遊休農地対策について伺います。

農業者の著しい高齢化や担い手の不足、傾斜地等の営農条件の悪さによって、村内の遊休農地が増加していると思えます。

遊休農地は、長年放置することで灌木やくずなどの除去が困難な草木が発生し、農地へ

の復元が困難になることや、有害鳥獣のすみかとなり、周辺農地へ深刻な被害を与え、耕作放棄を助長させかねない大きな問題となります。

令和4年の農業振興地域整備計画の改定では、永年の耕作放棄により山林、原野化した農地、現況が農地以外になっている農業用地の見直しが行われました。農業委員会での農地パトロールや農地の利用意向調査などを実施されていますが、このような現状の中、本村においてどのような対策を講じていくのか、伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪理事。

○赤阪理事 物価高騰による生活支援についての村の対応についてご答弁申し上げます。

令和4年4月26日、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡大をされたところでございます。

村におきましては、この交付金を、議会各会派からいただいておりますご要望を踏まえて、現在検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

吉村知事は18歳以下への1万円分のギフトカードを発行することを表明していますが、コロナ禍とウクライナ侵攻の影響は全世代に及んでいます。また、政府・与党は軍事費をこれから5年かけてGDPの2%に増額しようとしています。日本共産党は、軍事費よりも、まずは生活支援が大事ではないかと訴えております。国からの補助金を柔軟に、また年齢、性別、子どものある、なし等にかかわらず、分断ない支援をできる限り行うよう要望して終わります。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 食料品の値上げによる給食への影響についてご答弁申し上げます。

本村の学校給食で使用している食材につきましては、小麦粉、油脂などを中心に加工品が前年度比で5から20%、野菜ではジャガイモやタマネギが20から30%と値上がり幅が大きい状況でございます。

ご質問の要旨1につきましては、デザートの手作りや食材に地場産をできるだけ多く取り入れることで経費を抑えながら、給食の質の維持に努めているところでございます。

次に、要旨2につきましては、本村の学校給食では従前から村内産及び河南町産の野菜、果物など地場産を使用しており、令和3年度では重量ベースで青果全体の34%、金額ベースで24%を地場産で賄っております。地場産は市場価格より約20%安価に調達できております。

今後も、関係団体や村内農家等にご協力いただきながら、地場産食材の使用率を高めるよう努めてまいります。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

ご答弁ありがとうございました。本村の取組がよく分かりました。

栄養士、給食センターの職員をはじめ、給食の運営に関わる職員皆様の日頃からの努力、ご尽力に敬意を表します。

今後も、物価の高騰を受け、値上がりだけではなく、品薄が懸念される食材もあると思いますが、子どもの心と体の成長のために、現状の質のよい給食を提供されることを要望します。また、地場食品を使うことによって地産地消を推進いただくことも併せて要望します。

○千福議長 質問事項3番目の答弁者、菊井理事。

○菊井理事兼災害復旧室長兼健康課長 それでは、本村の遊休農地対策につきましてご答弁申し上げます。

農業者の高齢化や担い手不足などによりまして遊休農地が増加していることは、村の農業振興にとっては喫緊の課題と認識しております。

本村では、遊休農地になる前の対策が重要であることから、耕作していない状況を把握した場合は、地元の農業委員さんや実行組合長さんから、隣接地に迷惑かけないように、適正管理する旨の指導を行っております。そして、所有者が自らの耕作が困難になった場合は、公的機関の農地中間管理機構であります一般財団法人大阪府みどり公社に貸付申出をするよう、積極的な促しを行っております。

また併せて、農地を探している農家の皆様には農地中間管理機構のホームページに貸付申出のある農地情報が公開されていることを周知し、制度の活用を促している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 貸付農地の情報が公開されてることは、新規就農者が農地を借りる手段としてはありがたいことではありますが、貸付けの申請書類の作成や貸手、借手の話合いの調整、賃借料の調整など、高齢の農家さんの負担にはなっていないのでしょうか。

村では、農地中間管理事業を活用し、賃貸された件数はどの程度あるのか。

また、農地の賃貸借では、下赤阪の棚田やくすのきホール周辺の農地で都市部の人や家庭菜園的な人が耕作をするのを見かけるが、農地中間管理事業を活用した賃貸なのか、伺います。

○千福議長 答弁者、菊井理事。

○菊井理事兼災害復旧室長兼健康課長 それでは、再質問につきましてご答弁申し上げます。

本村が農地のあっせんを行うことはやっておりますが、農地中間管理事業は、公的機関である農地中間管理機構が書類の作成の支援や貸手、借手の仲介役となり、両者の負担軽減につながる安心な制度でございます。

その農地中間管理事業の活用でございますが、令和2年度は3件9筆、令和3年度は11件24筆、そして令和4年度はこれまで3件7筆ありました。

また、下赤阪の棚田やくすのきホール周辺の農地につきましては、保全管理ができているか、また耕作放棄地であるかなどの農地の現況は把握しておりますが、適正な農地の貸借の手続が行われていない場合も少なからずあると思われる状況でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 農地を借りるには一定の条件をクリアした農業者でないと借りることができないにもかかわらず、適正な農地の貸借が行われてないのは問題であると思われま。所有者が亡くなられた場合など問題が起こる可能性もあります。

特に下赤阪の棚田は令和4年2月に農林水産省からつなぐ棚田遺産に認定されていることから、なおさら農地中間管理事業を利用した貸借にすべきではないか。このような公的機関を通していない貸借の状況のままでもいいのか、伺います。

○千福議長 答弁者、菊井理事。

○菊井理事兼災害復旧室長兼健康課長 再々質問につきましてご答弁申し上げます。

先生ご存じのように、農業者以外の方が耕作するのは、農地の適正な貸借ではありません。美しい棚田を維持していくためにも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づきます農地中間管理事業の活用を今後とも促していくような状況でございます。

そして、今後、所有者に対しまして、貸借期間が終われば農地は必ず所有者に戻ってくる、農地を取られる心配がないなどのメリットを周知し、農地中間管理事業の活用を促進してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 農地中間管理事業の周知をするだけでは、事業のメリットなどを理解するのは難しいと思います。できる限り分かりやすく制度の内容などを農業者の方に説明をお願いしたい。また併せて、農地の適正な管理などの周知も必要であると思われます。遊休農地を増やさないため、農地中間管理事業を活用した適正な貸借となるよう要望します。

○千福議長 第4番目の質問者、平田議員。

○平田議員 議長通告に基づき質問いたします。

2022年4月30日の新聞に、聞くだけスクールカウンセラー問題視の記事の掲載がありました。記事内容は、不登校などを防ぐため、児童・生徒らの心理的なサポートを担うスクールカウンセラーについて、文部科学省が2月、課題解決に向けて、保護者らに助言をするよう、都道府県教委に求めていたことが分かった。保護者の話を聞くだけで、アドバイスをしなかったり、教員と情報共有をしなかったりするスクールカウンセラーの存在が不登校の専門家からも問題視されていた。

現在、日本には、文部科学省の調査で、令和2年度の不登校の小・中学生は19万6,127人と過去最多を更新しています。

そこで、教育長に千早赤阪村の現状についてお伺いします。

1番目、村担当のスクールカウンセラーの方は熱心に活動いただいていると聞いておりますが、現状の活動について少し詳しく教えてください。

2番目、具体的な質問ですが、現在小・中学校における不登校の人数と令和3年度千早赤阪村小・中学校におけるスクールカウンセラーへの相談件数と実績をお伺いします。

3番目、今回の質問のテーマとは直接関係ないかもしれませんが、学校の授業内容により、児童・生徒が内容に興味を持ち、楽しいと思う授業になれば、不登校生の減にもつながると思われます。今年度における小・中学校の新たな取組について何点か具体例をお伺いいたします。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 質問要旨1、2について関連いたしますので、一括してご答弁申し上げます。

ます。

村教育委員会では、大阪府公立学校スクールカウンセラー配置事業を活用し、スクールカウンセラー1名を任用しております。スクールカウンセラーは、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言、援助等を行っております。村のスクールカウンセラーは、年間42日間、緊急支援枠として9日間、計51日間の勤務体制となっております。

令和2年度の相談実績は延べ39名、令和3年度の相談実績は延べ75名であります。相談の多くは好転したという報告を受けております。内容としては、いじめ、不登校、友人関係、心身の健康についての相談が多く、連携のための会議等を積極的に行うことで、学校、スクールソーシャルワーカー、教育課、福祉課等で情報共有を密にしております。

また、現在の村立小・中学校における不登校児童・生徒数は4名で、そのうち3名は千早赤阪村教育支援センター（くすのきルーム）に通っております。

今後も丁寧に対応してまいります。

次に、質問要旨3についてご答弁申し上げます。

今年度の小・中学校における新たな取組として、千早赤阪村郷土学を小・中学校で導入します。千早赤阪村の歴史や文化を学び、郷土を知り、愛し、誇りを持って語れる子どもの育成を目指します。2学期からは授業の中で、郷土の人物である、例えば楠木正成公に関する歴史学習を進める予定です。

また、昨年度から配付しているタブレット端末の授業でのさらなる活用を、情報教育推進コーディネーターの指導助言等を受け、行ってまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 要望をお願いいたします。

ありがとうございました。

子どもたちが元気に明るく学校に行くことができる教育環境にさせていただきよう、切に要望いたします。

以上です。

○千福議長 ここで休憩を行います。

13時から再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩とします。

午前11時32分 休憩

午後 1時03分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。議長通告に基づき3点質問させていただきます。

1点目は、富田林高等学校分校跡地の利活用について。

富田林高等学校分校跡地については様々な経緯があり、現在も活用されずに放置されています。条件が整えば活用したいとの申出も複数あると聞いておりますが、現在の状況はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

村有地として以前より問題になっているところではありますが、長期間放置状態であり、問題解決に向けて動いているように見受けられないのですが、何も手を打たずに放置しては負の遺産として引き継がれるだけで、マイナスにしかならない状態ですが、現状の問題点とこれからどのように対応されようとしているのか、具体的に説明をお願いいたします。

2点目は、村内新規事業者への対応。

ここ数年、村内において外国人の事業者、特に自動車の解体や中古部品を取り扱う関係事業の作業場や、また保管場所として遊休農地や空き地が利活用されるケースが増えていきます。住宅地の入り口付近や民家に隣接した土地もあり、作業場の騒音や、また臭い等でしばしばトラブルになっている状況です。このような事例は事業者が外国人であっても日本人であっても起こり得ることではありますが、事業者が外国人の方の場合、特に言葉が通じないということで当事者同士の意思疎通ができずに困惑し、また不安になり、問題が大きくなるように感じています。

過去には住民運動が起こるような事件もありました。村でも環境条例が定められた経緯がございます。その条例の中でもうたわれています。村の責務としても、村民等及び事業者との連携及び協力体制の構築に努めるものと明記されています。

法令にのっとった手続を経て事業されているとは思いますが、過去の事例を見ましても、文化や風習の違いから、法令に違反した行為が行われていたり、日々の作業工程においても地域にそぐわない状況があったり、このような事実が後日確認されるということもあり、問題となりました。問題が大きくなり、近隣の方の我慢が限界に達するのを待つのではなく、情報として仕入れたからには、現状を放置するのではなく、何らかのアクションを起こすべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

3点目といたしまして、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨について。

子宮頸がんとは、女性の子宮の入り口付近にできるがんで、20代から30代の女性が発症するがんの多くを占め、国内では年間約1万1,000人がかかり、約2,900人がお亡くなりになっています。

子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルス（略してHPV）の感染を防ぐワクチンですが、私たち公明党が対策に一貫して取り組み、検診の無料化、ワクチンの早期承認、接種への公費助成を推進し、各自治体に広がり、2013年には定期接種化が実現し、小学6年生から高校1年生までの女子を対象に、市区町村が実施主体となって、原則無料で受けられるようになりました。

ところが、接種後に全身の痛みなど副反応と疑われる報告が相次いだため、定期接種を維持したまま、2013年6月から、適切な情報が提供できるまで、積極的勧奨、積極的勧奨というのは、個別に通知を出して予防接種を勧めるという行為を中止いたしました。そして、昨年11月、厚労省専門部会において、最新の知見を踏まえ、安全性について特段の懸念が認められない、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると判断をされ、厚労省は正式に積極的勧奨の再開を決めました。

今回、国では、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人に対しまして、公平な接種機会を確保する観点から、希望すれば公費で接種ができるキャッチアップ接種と呼ばれる事業が行われることとなり、本村でも6月議会で補正予算を計上され実施されますが、村の取組内容を伺いたいと思います。

以上、3点よろしくお願いたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 井上議員の1番目のご質問に答弁を申し上げます。

富田林高等学校分校跡地につきましては、これまでも行財政改革の観点から、自主財源の確保策として、売却に向けて境界確定作業等を進めてまいりましたが、現時点で売却するために必要な全ての条件整理が完了していない状況でございます。

議員ご指摘のとおり、このままいつまでも放置するわけにはいかず、本村としては引き続き条件整理に向けて取り組んでまいるとともに、それまでの間でも当該跡地を有効活用できる方策を検討しているところでございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございます。

条件整理が整うまでの間でも当該跡地を有効活用できる方策を検討されるとのことですが、具体的にどのような手法と、またスケジュール的に日程等教えていただければ

ありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 再質問についてご答弁いたします。

具体的な手法としましては、使用用途や地域との調和など一定の条件を付した一般公募による普通財産の貸付けを想定しております。

また、今後のスケジュールは、地元との調整や貸付条件の整理を可能な限り早急に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 要望に代えさせていただきます。

分校跡地につきましては、様々な今までの経緯があることは十分承知しておりますが、いつまでも放置するわけにはいかないと思います。特に遊休財産の有効活用の観点から、当該跡地は経済的価値のある財産であり、有効に貸し付けて収入を得ることで財政運営面においても少しでも増収につながるのであれば、ぜひとも積極的に活用していただくことを要望いたします。また、早期の実現をお願いいたします。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 井上議員の2番目のご質問に答弁を申し上げます。

平成30年に制定しました村環境条例におきまして、生活環境に影響を与えるおそれがある事業を行おうとする特定事業者に対し、あらかじめ住民説明会や意見交換会の開催などにより周辺住民等に十分理解を得るよう努めることを要請できる旨規定しております。

今後とも、法令に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村の環境条例では、特定事業者につきましては住民説明会や意見交換会の規定はありますが、強制力はなく、住民に十分理解を得られるようにはなっていないように思われます。また、言葉の壁や文化、風習の違いなどは短期間に乗り越えられる問題ではないので、継続的な問題解決に向けた努力が必要だと考えます。

環境条例には、「村は、村民、事業者双方の環境保全、創造に関する教育及び学習の推進と広報活動の充実、その他の必要な措置を講じるもの」と明記されております。また、

第10条、第11条にも同じように村の取組を促すような条項が見受けられます。法令に基づき適正にと言われるのであれば、きめ細やかな対応をお願いしたいが、いかがでしょうか。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 議員ご指摘のとおり、法令に基づく対応につきましては限界があります。かつ、言葉の壁や文化の違いを乗り越えていくためには継続的な努力が必要です。

村では一昨年度、外国人の人権についてのパンフレットを作成しておりまして、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築くよう、周知啓発を行っております。

今後も、様々な機会を捉え、多文化共生のまちづくりに係る施策を進めてまいるとともに、議員の皆様とも情報共有、連携しながら、きめ細やかな対応に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 要望に切り替えます。

様々な制約があり、行政として動きが取りにくいのは承知の上ではありますが、常に当事者、住民、また事業者の方の両方の立場としての考えに立ち、対応をお願いしたいと思っております。

また、法に触れない範囲であれば、様々なできることがあるように思います。難しいの一言で終わらせるのではなく、勇気を持ってチャレンジすることをお願いしたいと思っております。

以上です。

○千福議長 質問事項3番目の答弁者、菊井理事。

○菊井理事兼災害復旧室長兼健康課長 それでは、子宮頸がん予防ワクチン、いわゆるHPVワクチンの積極的勧奨につきましてご答弁申し上げます。

令和3年11月に、専門家の評価により、ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えを終了させることが妥当とされ、令和4年4月から、他の定期接種と同様に、個別の勧奨を行うこととなりました。

HPVワクチンの定期接種の対象者は12歳から16歳の女性が対象となりますが、積極的勧奨を差し控えた期間に接種機会を逃した人に対しましては、公平な接種機会を確保するため、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、キャッチアップ接種を実施し、定期接種の対象年齢を超えた人も定期接種の対象となります。

本村では、国の通知に基づきまして、キャッチアップ対象者に対する個別の通知や広報

紙、ホームページを通じた対象者への周知など積極的勧奨を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

令和4年4月から令和7年3月までの3年間、キャッチアップ接種を実施することとありますが、定期接種と同様に、公費負担により無料で行われるのでしょうか。

また、本村での接種対象者は何人おられるのか。キャッチアップ接種対象への個別通知はいつ頃されるのか。接種を希望する場合は、事前申込み等どのような手順で接種ができるのか、伺いたいと思います。

また、接種対象年齢を過ぎた方でも接種を希望する場合、費用は大体どれぐらいかかるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井理事。

○菊井理事兼災害復旧室長兼健康課長 村のキャッチアップの接種の対象者は、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれで、過去にHPVワクチン接種を合計3回受けていない女性124人が対象となります。

村では、対象者に対しまして、制度や接種の機会を知っていただくため、個別通知を7月上旬に送付します。

キャッチアップ対象者の接種につきましては、手続は必要なく、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、指定医療機関で無料で接種していただくことができます。

なお、富田林医師会管内の医療機関での接種費用は1万6,665円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

積極的勧奨の差し控えの期間中に定期接種の対象年齢を過ぎて、対象のワクチンを自費で受けられた方への接種費用の助成はないのでしょうか。お答えください。

○千福議長 答弁者、菊井理事。

○菊井理事兼災害復旧室長兼健康課長 積極的な接種勧奨の差し控えによりまして、公費で接種できる定期接種の年齢時に接種の機会を逃し、その後自費で当該ワクチンを接種した場合も助成対象となります。この場合、申請時に母子手帳の接種記録など接種を確認できるものがあれば、上限額の範囲で接種費用の助成を行うことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

コロナウイルス感染症につきましても様々な風評被害が発生していた記憶がございますが、今回のように、ある一定のデータ等が蓄積されないと判断できない事例などは理解ができるのですが、正確な情報が得られないために命に関わるような病気にかかってしまうのは非常に理不尽なことであると思います。大切な命を守る重要な施策ですので、分かりやすく、また丁寧なご対応をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○千福議長 第6番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、1番、阿武町4,630万円誤振込問題について、2番、属人化からの脱却を、3番、今後の小学校の在り方についての3点に関し、ご質問させていただきます。

阿武町の4,630万円誤振込問題が世間を騒がせております。その後、振込額のほぼ全額が阿武町に戻ったようで、阿武町関係者の皆様も胸をなで下ろしておられるかと思われませんが、この阿武町4,630万円誤振込問題は、報道によると、職員がフロッピーディスクでの振込依頼とは別に振込依頼書を誤って作成し、銀行に提出したことが原因のようです。

阿武町は人口3,500人ほどと、本村とよく似た規模の自治体です。聞くとところによりますと、道の駅が全国で最初に設置されたのがこちらの阿武町ということですし、また風光明媚な棚田があること、大手コンビニがないことなど本村との類似点も多く、阿武町同様の問題が本村でも起こっているのではないかと住民の皆さんも不安に思われているのではないかと推察いたします。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

1つ目、コロナ禍における給付金の振込に関し、類似の振込ミスは発生したのか、2つ目、税務課の人員配置は、3つ目、フロッピーディスクは使われているのか、これら3点についてご回答お願いいたします。

続きまして、質問事項2、属人化からの脱却をについてご質問させていただきます。

属人化という言葉をお聞きになられたことがあるかと思いますが、この言葉は実用日本語表現辞典によりますと、企業などにおいて、ある業務を特定の人が担当し、その人にしかやり方が分からない状態になることを意味する表現であるとのこと。

さて、本村では種々様々な事務が各担当職員個人に任されております。職員数も多いとは言えないため、職員個人が担当する事務も多岐にわたっているのが実情です。人事異動の際には引継書を作成することになりますが、多岐にわたる事務を短時間で引き継ぐことは極めて困難だと思われまます。その結果、人事異動のたび、重要な情報が引き継がれず、消失してしまうというようなことが度々起こってまいりました。また、新たに担当する職員にしても、詳細が分からぬまま業務を進めていくことになり、それが精神的なストレスの一因となっている面もあると聞いております。先述した阿武町では、誤振込問題に関し、住民説明会が開催されたようですが、その属人化というべき状態が原因だと説明がなされておりました。

村長も、就任から2年が経過し、行政の問題点も様々見えてきておられるのではないかと思います。そこで、属人化している現状に対する村長のお考えをお聞きしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、今後の小学校の在り方についてに移ります。

保護者の方から小学校を合併してほしいという要望を度々いただきます。その背景には、小学校で近年生徒数の減少が続いていることから、高校に入って集団になじめるのか不安、また1校にして、通学バスをきめ細かく運行してほしいなどの要望があるようです。

現状では令和6年から小学校の統合について議論していく予定と聞いておりますが、議論のためには、住民の皆さんにきちんと統合のメリット、デメリットをお示しして、ご判断いただかなければならないと考えております。

今後、統合について論議していく上での教育委員会の考えをお伺いいたします。

以上です。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、北浦会計管理者兼税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 阿武町4, 630万円誤振込問題についてご答弁申し上げます。

本村の令和3年度非課税世帯に対する臨時特別給付金では、給付金の振込は513件ありました。振込日別では2月28日が最多で、305件の振込がありました。少しでも早く給付金がお手元に届くよう、短期間で大量の振込を準備する必要がありました。

ご質問の1点目、給付金振込に関し、類似の振込ミスは発生したのかについては、給付金の振込に当たって、本村では振込先の間違いや二重振込はありませんでした。

2点目、税務課の人員配置については、現在税務課は正職員6名、再任用職員1名、会計年度任用職員4名で税務、会計、簡易郵便局の業務を担当しています。そのうち会計事

務の担当は、主に歳入業務と税兼務で1名、歳出業務で1名と管理職となっています。それ以外の職員についても、部分的に収入や支払いの業務を実施できるよう、作業内容を共有しています。

3点目、フロッピーディスクは使われているのかについては、指定金融機関への口座振込情報の送信にフロッピーディスクは使っておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもありがとうございました。

阿武町の振込ミスはフロッピーディスクと紙の振込依頼書の二重提出により発生したと聞いておりますが、本村ではどのような手続で振込が行われているのでしょうか。

○千福議長 答弁者、北浦会計管理者兼税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 再質問についてご答弁申し上げます。

本村では、債権者への支払いは指定金融機関であるりそな銀行の伝送システムを使って口座振込しています。各課から提出された支出命令票の審査の後、振込日の2日前に振込データをりそな銀行に送信しています。その際に、振込件数や合計金額など送信結果が印刷されますので、複数職員で送信内容を確認しています。阿武町のような明らかな誤りは、この段階で発見できると考えています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 阿武町では入庁したばかりの新人職員の方が会計業務を担当していたということも原因の一つのようですが、本村でも新人職員の方が会計事務を担当するというようなことはあるのでしょうか。

○千福議長 答弁者、北浦会計管理者兼税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 再々質問についてご答弁申し上げます。

本村では、昨年4月に、それまで会計業務を担当していた職員が退職したため、新規採用の職員を会計担当に配置する状況がありました。対外的な影響の少ない業務から始め、徐々に業務の範囲を広げ、今は支払いの業務を主に担当しております。会計年度任用職員で経験の長い職員がおりましたので、昨年度1年間は協力して業務に従事しておりました。また、疑問な点があれば必ず確認するよう指導しております。

本村は職員数が少なく、阿武町も同じような状況があったと思われます。阿武町の事件

を他人事とせず、今後も注意して会計業務に従事していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

本村で同様の誤振込は発生しておらず、また確認も複数職員で行われているということで一安心しております。

今後も、誤振込が発生することのないよう、細心の注意を払って業務遂行していただきますようお願いいたします。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 2番目の属人化からの脱却をについてご答弁申し上げます。

まず、属人化している現状に対する考えはとのことですが、私自身は属人化しているとは考えておりません。ただ、本村は少ない職員数で多数の業務を担当しており、ご指摘は真摯に受け止めているところでございます。

職員の人事異動につきましては、組織の硬直化、また業務の属人化を防ぐ観点から、定期的に行っていく必要があると考えております。

また、いかに業務の効率化を図り、負担を減らしていくかというところが肝要であり、今回の組織の見直しについてもその一環で、ひいては住民サービスの向上につながると考えております。

今後、自治体DXの推進をはじめとした業務の効率化に取り組んでまいるとともに、新体制のもと、部長、課長がそのマネジメント力を最大限発揮していくことにより、個々の職員の負担軽減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

属人化していないという認識とのことですが、本村のような小さな行政組織では1人が多くの事務を必然的に担当することになり、多かれ少なかれ属人化は起こるものと認識しておりますので、少々驚いております。

現に、属人化に起因する問題はこれまでも数多く発生してきていると思いますが、属人化していないと村長が考えておられる理由をお聞かせください。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 私の考える属人化は、担当者の異動や退職によって他の職員が対応することができず、村としてその業務を継続することができない状態に陥ることだと考えております。

現状では、各課において、現状に応じて、課の中で業務の担当替えを行い、複数に対応できる体制をつくるなど様々な対策を講じているところであり、村として継続的に事務を遂行することができていますので、私としては属人化しているとは考えていないということであります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 複数に対応できる体制がつくられているとおっしゃいましたが、現に数か月にわたり事務が放置されるなどの事態はこれまでも起こっておりますし、担当者がいないので分からないというような返答もよく聞くところであります。また、住民の方からも、引継ぎがきちんと行われておらず、担当が替わるたびに一から説明しないといけないというような苦情をいただいたこともあります。それらに関して問題はないというふうにお考えということでしょうか。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 今まで様々な事柄で職員が村の皆々様方にご迷惑おかけした点に関しましては、大変申し訳ないと思っております。

事務の放置に関しましては、職員個々の資質の問題でもあり、今後はそういった事態が起きないように、全職員に対して再度指導徹底を図るとともに、部長、課長のマネジメント力の強化やデジタル化の推進によって事務の仕組みを簡素化し、情報の共有化を図っていくように努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

職員個々の資質の問題というふうに関心されてはいたしましたが、個人の資質により業務が止まってしまうというのは、組織として問題が共有できていないからではないでしょうか。属人化という言葉で今回そのような状況の改善を求めているわけがございます。

本村では、事務のマニュアルづくりも完了しておりませんし、朝礼も行われていないと

聞いております。職員個人の資質の問題にするのではなく、組織としてしっかり情報共有できる仕組みづくりを行っていただきたいと思います。

以上です。

○千福議長 質問事項3番目の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 今後の小学校の在り方についてご答弁申し上げます。

村立小学校は2校体制となって14年が経過しております。児童数は、6月現在で赤阪小学校78名、千早小吹台小学校83名でございます。今後の両校の児童数を出生数で推計いたしますと、年々減少傾向で推移していくことが予想されます。

教育委員会では、両小学校や幼稚園の保護者、PTA役員、学校関係者の意見も踏まえ、令和元年10月に千早赤阪村立小学校のあり方についての方針を策定いたしました。その内容につきましては、まず毎年5月に村の出生数から児童数の推移を検証し、1つの小学校の児童数が2年続けて60人を切る年を予測します。この年を統合する時期と想定し、その3年前を目途に、学校、保護者、地域住民などからの意見を集約する協議の場を設け、その時期、施設の在り方、必要経費の算定、通学バスの在り方等についても計画を作成することとしております。

児童数の推移につきましては、本年5月の推計では、令和10年度に1つの小学校において60人を切ることが予測されております。

教育委員会では、本年度から村立小学校統合のメリット、デメリット等を整理し、令和7年度に予想される村での協議の場に備えて、準備を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

以前は令和6年から協議スタートというふうに聞いておりましたが、1年延びたということですね。

○栗山教育長 そうです。

○田村議員 生徒数の増が予測されるということであれば非常に喜ばしいことだというふうに思います。

協議の場を設置されるとのことですが、その協議は小学校の統合を前提としたものになるのでしょうか。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 統合ありきで協議の場を設置するのではなく、統合のメリット、デメリット

ト等をお示しし、村立小学校の在り方をご協議いただくこととなります。村内でのご意見を十分に尊重しながら、統合問題について取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

住民の方から、近隣市町の小学校との統合はできないのかと、そういったご意見をいただいたことがあります。そのような広域化と申しますか、市町村の枠組みを超えた学校の統合というものは可能なのでしょうか。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 学校教育法では、議員ご質問の統合に関しては規定されていないと認識しております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

現段階では、そういった市町村の枠組みを超えた学校の統合というものは難しいというか、できないというご回答ですね。はい、了解いたしました。

学校の統合には、教育の質といった側面以外にも、村の財政ですとか、小・中学校建物の老朽化の問題なども関係してまいります。統合について議論の場を設置される際には、ぜひとも長期的な視点から様々なメリット、デメリットをお示しいただいて、住民の皆様にも総合的な判断が行えるようご配慮いただきたいと思います。

以上、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで南本村長よりご挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案をさせていただきました議案につきまして、それぞれ慎重にご審議を賜り、全ての議案においてご承認をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

さて、これから本格的な梅雨の時期に入っておりますが、既に全国各地でゲリラ豪雨による冠水などの被害も出ております。本村においても、大雨などによる災害に対する対

応できるよう万全を期してまいります。

まだまだ蒸し暑い日が続き、マスクの着用による熱中症にも注意が必要となってまいります。議員の皆様方にはくれぐれも健康にご留意いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和4年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後1時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 徳 丸 初 美

議 員 平 田 常 信